

★ インフルエンザ予防接種と補助金について ★

今冬については、コロナ禍での免疫力低下により季節性インフルエンザが流行し、より多くの患者が発生する可能性があるといわれています。感染しない為には予防接種を受けることが重要になってきます。予防接種を打つことで発病を減らすこと、重症化を予防することができます。この予防接種を受けた方は補助金の対象になっています。

- ・ 対象者：被保険者(年齢制限なし)
- ・ 内容：10月～12月 インフルエンザ予防接種者へ補助金(1,000円上限)

* 他に人間ドック、婦人科検診等も補助金の対象となっています。

★ 紹介状なしで大病院等を受診する場合の「特別の料金」の見直しについて ★

一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。このため、国の制度では、一定規模以上の対象となる病院について、紹介状を持たずに外来受診した患者等から、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。

この制度について、2022年10月より、対象病院を拡大するとともに、「特別の料金」の額が引き上げられました。

「特別の料金」の額

初診：医科 5,000 円以上→7,000 円以上、歯科 3,000 円以上→5,000 円以上

再診：医科 2,500 円以上→3,000 円以上、歯科 1,500 円以上→1,900 円以上

★ 短時間労働者の社会保険の適用拡大 ★

パートタイマー等の短時間労働者の社会保険適用範囲が以下のように変わりました。

【変更前】

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上
- ・ 賃金月額が88,000円以上
- ・ 継続して1年を超える雇用の見込み
- ・ 学生でないこと
- ・ 従業員数501人以上の事業所



【変更後】(2022年10月から)

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上
- ・ 賃金月額が88,000円以上
- ・ 継続して2カ月を超える雇用の見込み
- ・ 学生でないこと
- ・ 従業員数101人以上の事業所

あなたをはじめよう

適正受診

医療費の無駄を省くといっても、具合が悪いのに受診せずに我慢することではありません。

医療の受け方を見直すだけでなく、薬のもらい過ぎに注意するなど、一人ひとりのちょっとした心がけが制度を守ります。